

投票立会人留意事項

1 投票立会人の心がまえ

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有するものである。

2 投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことがその役目である。その担任する事務の主なものは次のとおりである。

- (1) 投票手続の全般について立ち会うこと。
- (2) 意見を述べること。
- (3) 投票録に署名（自筆）すること。
- (4) 投票箱等の送致に当たる立会人は、投票管理者とともに投票箱等を開票管理者のもとに送致すること。

3 立会時間

全ての当日投票所 午前7時から午後6時まで

※ 今回は全ての当日投票所で2時間の繰り上げとなります。

※ 定刻の15分前に御参集ください。

4 報酬額

全ての当日投票所 日額 9,300 円

※ 無投票となった場合の報酬は、お支払いできませんので、予め、御承知おきください。

※ 食事や湯茶の用意はありませんので、御自分で御用意ください。

魚沼市選挙管理委員会